



平成 21 年 5 月 7 日

各 位

会 社 名 株式会社やまや
 代表者の役職名 代表取締役社長 山内英靖
 社長執行役員
 (コード番号 9994 東証第一部)
 問い合わせ先 執行役員社長室長 久野朋美
 T E L (022) 742-3115

定款変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、定款の一部変更の承認を求める議案を平成21年6月26日開催予定の定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせします。

記

1. 変更の理由

「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成16年法律第88号、以下「決済合理化法」という)の施行に伴い、現行定款に以下のとおり変更を行なうものであります。

- (1) 決済合理化法附則第6条の定めにより、当社は株式電子化の施行日(平成21年1月5日)において株券を発行する旨の定款の定めを廃止する定款変更の決議がされたものとみなされておりますので、当社定款第7条(株券の発行)を削除し、併せて株券に関する文言の削除及び修正を行なうものであります。
- (2) 「株券等の保管及び振替に関する法律」が廃止されたことに伴い、当社定款規定のうち、実質株主及び実質株主名簿に関する文言の削除及び修正を行なうものであります。
- (3) 株券喪失登録簿は、決済合理化法施行日の翌日から起算して1年を経過する日までこれを作成して備え置くこととされているため、附則に所要の規定を設けるものであります。
- (4) その他、必要な規定及び文言の加除、修正等所要の変更を行なうものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分)

現行定款	変更案
<p><u>(株券の発行)</u> 第7条 当社は、株式に係る株券を発行する。 <u>2. 前項の規程にかかわらず、当社は、単元未満式に係る株券を発行しないことができる。</u></p> <p>第8条 (略)</p> <p>(株主名簿管理人) 第9条 当社は、株主名簿管理人を置く。 2. 当社の株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によりの決議をもって定め、これを公告する。</p>	<p>(削除)</p> <p>第7条 (現行のとおり)</p> <p>(株主名簿管理人) 第8条 当社は、株主名簿管理人を置く。 2. 当社の株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によりの決議をもって定め、これを公告する。</p>

<p>3. <u>当社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）、株券喪失登録簿及び新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱所に供え置き、株主名簿、株券喪失登録簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、単元未満株式の買取り、その他株式並びに新株予約権に関する事務は、株主名簿管理人に取扱わせ、当社においては取扱わない。</u></p> <p>（株式取扱規則） 第10条 当社の発行する株券の種類、株式名簿、株券喪失登録簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、単元未満株式の買取り、その他株式並びに新株予約権に関する手続き及びその手数料については、法令又は本定款に定めるもののほか取締役会において定める株式取扱規則による。</p> <p>（基準日） 第11条 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主（<u>実質株主名簿を含む。以下同じ。</u>）をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p> <p>2. 前項のほか、必要がある場合には、取締役会の決議により、あらかじめ公告して、一定の日現在の株主名簿に記載又は記録された株主をもってその権利を行使することができる株主又は登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主とする。</p> <p>第12条～第47条 （略）</p> <p>（新設）</p>	<p>（削除）</p> <p>（株式取扱規則） 第9条 株式名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、単元未満株式の買取り、その他株式並びに新株予約権に関する手続き及びその手数料、株主の権利行使に際しての手続き等については、法令又は本定款に定めるもののほか取締役会において定める株式取扱規則による。</p> <p>（基準日） 第10条 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p> <p>（現行のとおり）</p> <p>第11条～第46条 （現行のとおり）</p> <p>附則 第1条 <u>当社の株主喪失登録簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株券喪失登録簿への記載又は記録に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当社においては取扱わない。</u></p> <p>第2条 <u>当社の株券喪失登録簿への記載又は記録は、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</u></p> <p>第3条 <u>本附則第1条乃至本条は、平成22年1月6日をもってこれを削除する。</u></p>
---	--

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成21年6月26日（予定）
定款変更の効力発生日 平成21年6月26日（予定）

以上